序章　都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープラン改定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、長期的・広域的な観点から、京丹後市における将来の都市像を明確にし、まちづくりの目標や土地利用の在り方などの基本的な方針を示すものです。

平成 16（2004）年 4 月 1 日、旧峰山町、旧大宮町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町及び旧久美浜町の合併により誕生した京丹後市としてのまちづくりの方向性を明確にするため、平成 28（2016）年 7 月に「京丹後市都市計画マスタープラン」を策定し、これに基づきまちづくりを進めてきました。

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、本市においても今後人口減少が続くことを想定し、その現実に適応するための総合的な対策が必要です。一方で、山陰近畿自動車道「京丹後大宮インターチェンジ」が平成 28（2016）年 10 月に開通し、その後の延伸を控え、国内各地との「時間距離」が短縮され、より一層の地域活性化が期待されます。

また、自然災害の頻発・激甚化など本市を取り巻く様々な環境の変化に対応し、本市のまちづくりに関わるすべての主体の協働のもと、本市が将来にわたって持続的に発展するため、「京丹後市都市計画マスタープラン」を改定するものです。

2 都市計画マスタープランの位置付け

「京丹後市都市計画マスタープラン」は、「第 3 次京丹後市総合計画　（令和 7（2025）年 2 月策定）」並びに京都府が定める「京丹後都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針＜京丹後都市計画区域マスタープラン＞（平成 27（2015）年 3 月策定）」に即するとともに、府や市の関連計画との整合を図り策定します。

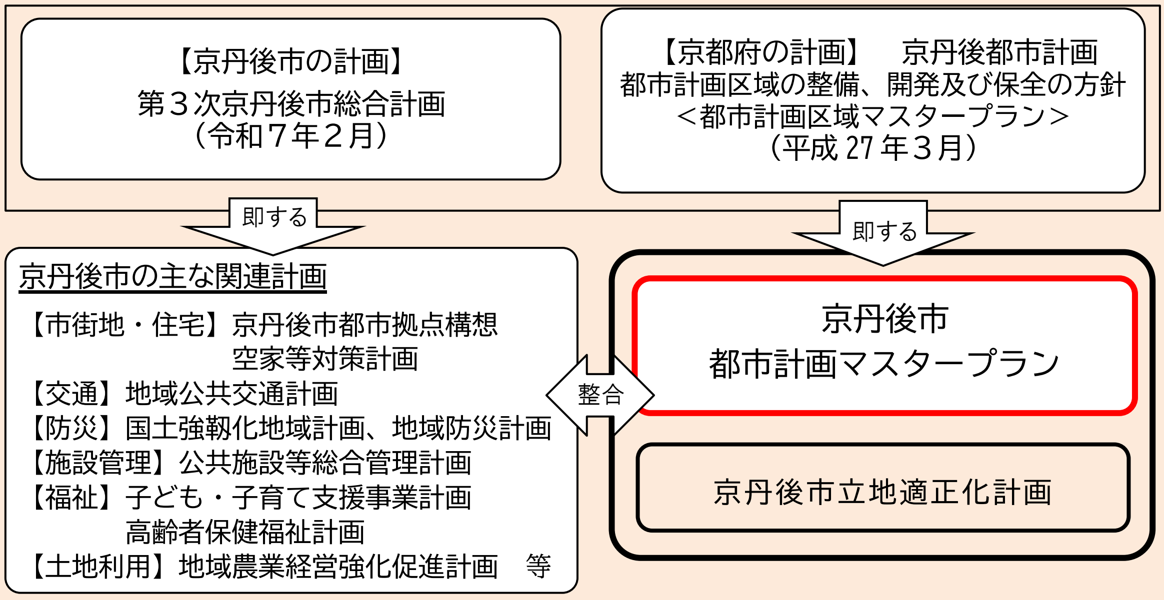

※立地適正化計画の一部については、都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第 82 条）

３ 都市計画マスタープランの計画対象区域

本市は、市域面積 501.44 ㎢のうち 12.5%の 62.98 ㎢が都市計画区域※に指定されていますが、それ以外の 438.46 ㎢の区域が都市計画区域外となっています。

基本的に、都市計画法は都市計画区域に適用されますが、一定規模以上の開発は都市計画区域外であっても都市計画法の適用を受けることになります。特に、本市においては山陰近畿自動車道の兵庫県境までの市内全線ルート決定を控え、いよいよ今後のまちづくりをより具体的に展望していける時期を迎えます。

これらのことを勘案して、「京丹後市都市計画マスタープラン」では、都市計画区域外を含む市全域を計画対象区域として取り扱い、適切な整備・開発・保全の方針を示すこととします。

※本市の都市計画区域内には、市街化区域及び市街化調整区域並びに用途地域の指定はありません。

４ 都市計画マスタープランの構成

「京丹後市都市計画マスタープラン」は、全市的な視点で都市計画・まちづくりの方針を示した「全体構想」と、市内の 6 つの町をそれぞれ地域と捉え、各地域の特性を踏まえるとともに、地域の視点で都市計画・まちづくりの方針を示した「地域別構想」、さらに「全体構想」と「地域別構想」に示された基本方針を踏まえ、今後のまちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示す「計画実現に向けた方策」など５つの章立てで構成しています。

序章　都市計画マスタープランとは	目的、位置付けなど計画の基本事項を記載
第１章　京丹後市の現況とまちづくりの課題	市の概況、市民意向等の概要とまちづくりの課題を記載
第２章　全体構想	将来の市域全体の姿と分野別にまちづくりの方針を記載
第３章　地域別構想	6 町をそれぞれ地域と捉え、各地域のまちづくりの方針を記載
第４章　計画実現に向けた方策	計画実現に向けた取組方針と進行管理等を記載

５ 都市計画マスタープランの計画期間

都市計画マスタープランは、概ね 20 年先を見通しながら、計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度の 10 年間とします。また、概ね 5 年後を目途に必要に応じて見直しを行います。